



AWA BANK

NEWS RELEASE

2023年1月18日
株式会社 阿波銀行

生命保険新商品の取扱い開始について

阿波銀行（頭取 長岡奨、本店：徳島県徳島市）は、2023年1月23日（月）から、人生100年時代の安心へのそなえとして、お客さまの介護ニーズに対応した生命保険の商品ラインアップの拡充を図るため、下記商品の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当行では、お客さまニーズに合わせた各種保険商品を取り揃えており、専門スタッフによるライフプランにあった総合的な提案や、保険の見直し等も実施しております。各営業店窓口のほか、休日も営業しております「あわぎんイオンプラザ（※）」、「あわぎんゆめプラザ（※）」、および「本店営業部（※）」にお気軽にお立ち寄りください。

※当行ホームページにて来店予約（希望日の2営業日前まで）を受付しております。待ち時間なくご相談いただけますので、ぜひご利用ください。

記

【取扱概要】

取扱開始日	2023年1月23日（月）
取扱店	全店
商品名	「あんしんねんきん介護R」（介護年金保険健康還付特則付加）
引受保険会社	東京海上日動あんしん生命保険株式会社

※詳細は別紙「商品概要書」をご参照ください。

以上



あんしんねんきん介護R [無配当]

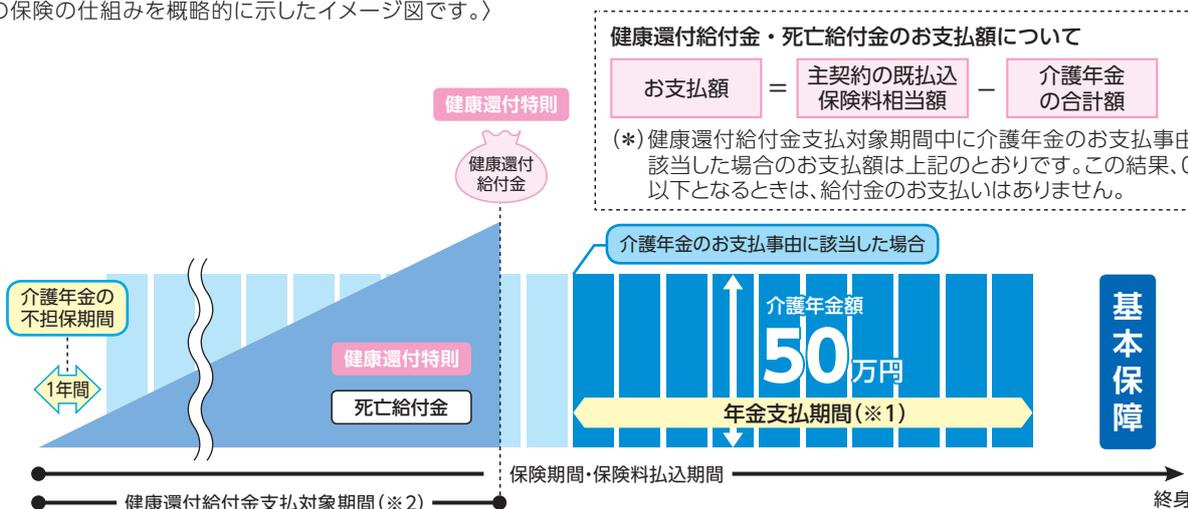
介護年金保険 (無解約返戻金型) 健康還付特則 付加

主な特長

- **介護が必要な所定の状態となった場合、生存されている限り年金支払期間を通じて、毎年所定の年金額をお受け取りいただけます。**
- **健康状態に関する告知を簡素化しています。**
 - ・簡単な告知でお申込みいただける代わりに、介護年金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。
- **使わなかった保険料が戻ってくる「新しいカタチの介護年金保険」です。(健康還付特則)**
 - ・健康還付給付金支払対象期間が満了した場合、既払込保険料相当額が介護年金のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。
(支払対象期間の満了前に死亡された場合、その差額を死亡給付金としてお受け取りいただけます。)
 - ・健康還付給付金を受け取った後も、主契約の保険料は加入時のままで変わらないため、一生涯の介護保障をリザーブ(予約)できます。

商品の仕組み

(主契約: 介護年金額 50万円、年金の種類 有期年金、年金支払期間 10年)
 (この保険の仕組みを概略的に示したイメージ図です。)



(※1) 生存している限り年金支払期間を通じて、介護年金を毎年お支払いします。
 (※2) 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日までをいいます。

! 健康状態に関する告知を簡素化している代わりに、介護年金の保障は契約日の1年後の応当日から開始します。(不担保期間: 1年間)

お客様のニーズにあわせて、特約を組み合わせることができます。

特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。また、特約ごとにお取扱範囲は異なります。

1 介護の保障を一時金で上乗せする
介護一時金特約

2 認知症・軽度認知障害に備える
認知症一時金特約

主なお取扱い(主契約)

(お取扱範囲はご契約内容等によって異なります。)

ご契約年齢	20歳~65歳	解約返戻金	健康還付特則: 健康還付給付金支払日前のみ、解約返戻金があります。 上記以外: ありません。
保険期間	終身(ご契約の更新はありません。)		
保険料払込期間	全期払(終身払)		
年金の種類 年金支払期間	有期年金(5年・10年)/終身年金	契約者配当	ありません。
		介護年金額	20万円、30万円、50万円

ご契約年齢	20歳~50歳	51歳~55歳	56歳~65歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

保障の概要

(特約・特約はご契約に付加した場合のみ対象となります。)

	保障の種類	お支払いする場合	お支払額	お支払限度など
主契約	介護年金	①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態(※1)が180日を超えて継続したと診断確定されたとき	介護年金額	生存している限り、年金支払期間を通じて毎年お支払い
	特約	健康還付特則	〈健康還付給付金〉 健康還付給付金支払日に生存しているとき	既払込保険料相当額 － 介護年金の合計額 (※2)
		〈死亡給付金〉 健康還付給付金支払日の前日までに死亡したとき	既払込保険料相当額 － 介護年金の合計額 (※2)	1回のみ(※3)
特約	介護一時金特約	①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ②要介護状態(※1)が180日を超えて継続したと診断確定されたとき	介護一時金額	1回のみ
	認知症一時金特約	〈認知症一時金〉 初めて認知症(※1)と診断確定されたとき	認知症一時金額×90%	1回のみ
		〈軽度認知障害一時金〉 初めて軽度認知障害(※1)と診断確定されたとき	認知症一時金額×10%	1回のみ
	指定代理請求特約	年金・一時金等の受取人を被保険者とした場合、病気やケガで年金・一時金等を請求する意思表示ができない等のときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金・一時金等の代理請求を行うことができます。		

(※1)用語のご説明

要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす介護が必要な状態
認知症	脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した約款所定の器質性認知症
軽度認知障害	日常生活動作は自立しているものの、認知機能が低下し、認知機能領域の障害が認められる約款所定の軽度認知障害

(※2)特約の保険料や一時金は含めずに計算します。

(※3)「介護年金の合計額」が「既払込保険料相当額」以上となる場合はお支払いしません。

介護年金のお支払事由に該当した場合、将来の保険料のお払込みは不要です。

ご注意事項

- ・年金・一時金は、契約日の1年後の応当日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
- ・第1回介護年金のお支払事由に複数該当しても、介護年金は重複してお支払いしません。
- ・認知症・軽度認知障害の診断確定は、認知機能検査および画像検査により医師によってなされる必要があります。ただし、他の所見による診断確定を認めることがあります。
- ・責任開始期の前日までに認知症または軽度認知障害と診断確定された場合や、責任開始期前の病気やケガを原因として認知症または軽度認知障害と診断確定された場合には、認知症一時金特約は無効となります。
- ・公的介護保険制度の改正が将来行われた場合は、介護年金等のお支払事由を変更することがあります。
- ・被保険者の年齢・職業・他の保険のご加入金額等によっては、年金額の上限までご加入いただけないことがあります。

- ・この資料は、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」の補助資料であり、お支払事由や制限事項等のすべてを記載したものではありません。
- ・あんしんねんきん介護Rのご検討およびご契約の際には、商品パンフレット、「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- ・募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。また、法令等により年金・一時金額等が制限されることがあります。詳細については、取扱者/代理店にご確認ください。
- ・あんしんねんきん介護Rは東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ・お客様向けサービスの内容については、「各種サービスのご案内」等をご参照ください。

<募集代理店>

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>

☎️ 0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わること相談>

☎️ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00

土曜 9:00~17:00

(日曜・祝日・年末年始を除きます。)